□ 交通労働災害防止のための教育の実施

○ **交通労働災害防止の基礎知識等に関する教育**

雇入時教育や作業内容変更時教育では、次の事項を含む教育を行いましょう。

① 運転者が遵守すべき事項（交通法規、運転時の注意事項、走行前点検の励行等）

② 労働災害防止の基礎知識に関する事項

（「改善基準告示」等の遵守、運転日前日の十分な睡眠時間確保、飲酒による運転への影響、睡眠時無呼吸症候群等の適切な治療、体調の維持等の必要性等）

○ **個別運転記録等を活用した教育**

日常の教育では、デジタルタコグラフ、ドライブレコーダー等の個別運転記録、交通安全情報等を活用して行いましょう。

○ **交通危険予知訓練の継続的な実施**

□ 交通労働災害防止に関する意識の高揚等

意識の高揚のための活動の項目が増加すると発生しにくくなる。

◆ ポスターの掲示、表彰制度、交通労働災害防止大会の開催等により、運転者の交通労働災害防止に対する意識の高揚を図りましょう。

◆ 交通事故情報、デジタルタコグラフやドライブレコーダーの記録、ヒヤリハット事例等に基づき、危険な箇所、注意事項等を示した交通安全情報マップを作成し、配布、掲示等を行いましょう。

□ 健康管理

◆ 運転者に対し、健康診断を確実に実施するとともに、その結果に基づき、健康状況を総合的に把握したうえで、保健指導等を行いましょう。また、所見が認められた運転者に対しては、適切な就業上の措置を講じましょう。

◆ 長時間にわたる時間外・休日労働を行った運転者に対しては、医師による面接指導を行いましょう。

□ 荷主・元請事業者による配慮等

荷主からの要求の受容度が高い場合は発生しやすい。

◆ 事情により走行開始の直前に運送する貨物の増量を行う場合は、適正な走行計画が確保され、過積載運行にならないよう運送事業者に協力しましょう。

◆ 到着時間の遅延が見込まれる場合には、荷主・元請事業者は、安全運行が確保されるよう到着時間の再設定、ルート変更等を行いましょう。

◆ 実際に荷を運搬する事業者に対して、「改善基準告示」等に違反し安全な走行が確保できない可能性が高い発注を行わないようにしましょう。

◆ 荷積み・荷卸し作業の遅延により予定時間に出発できない場合、到着時間の再設定を行うなど適正な走行計画を確保するための措置を講じましょう。

交通労働災害防止のためのガイドラインの詳細は、厚生労働省ホームページ（http://www.mhlw.go.jp/new－info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/080703－1a.pdf）でのご確認や、佐賀労働局健康安全課、各労働基準監督署にお問い合わせください。

厚生労働省　佐賀労働局・各労働基準監督署

ストップ・ザ・交通労働災害！

～ 労働死亡災害のトップは「交通事故」～

交通労働災害防止は、運転者個人の自覚が基本ですが、
運転者への事故防止のための対策を講ずることは事業者の責務でもあります。
労使一体となった交通労働災害防止対策を推進しましょう。

1　管理体制を整備して、会社ぐるみで取り組みましょう。
2　無理のない走行計画にしましょう。
3　雇入時教育は確実に、日常教育は運転記録等を活用して行いましょう。
4　健康診断を確実に実施しましょう。
5　荷主・元請事業者の皆さんも協働して取り組みましょう。

労働死亡災害の 31%が、「交通事故」！

平成 21 年から平成 25 年までの 5 年間の県内の交通労働災害による死亡者数は、全産業の死亡災害の約 3 割を占めており死亡原因のトップとなっています。

交通労働災害をなくすため、「交通労働災害防止ガイドライン」で示した対策を講じ、プロドライバーとしての自覚を育てましょう。

過去 5 年間における労働死亡災害発生状況

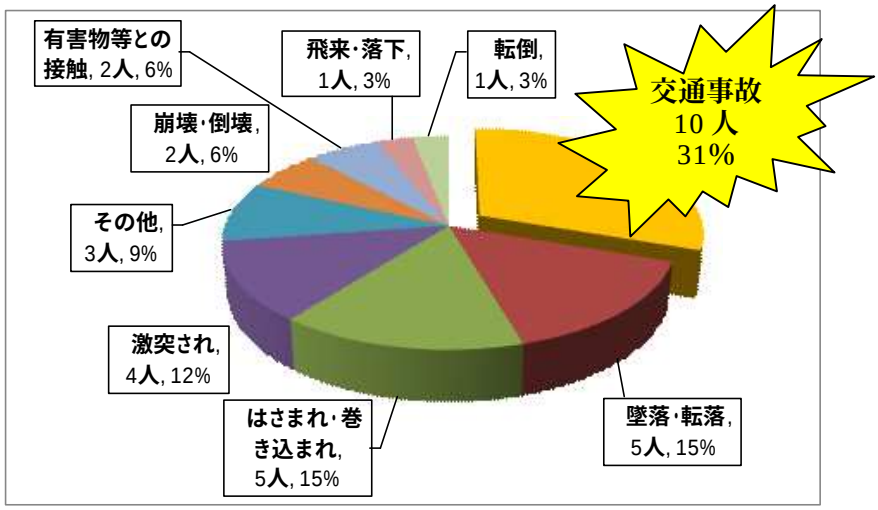

厚生労働省　佐賀労働局・各労働基準監督署

佐賀県における交通事故発生状況

佐賀県の交通事故発生状況

平成 25 年は負傷者数、発生件数とも増加し、平成 26 年も増加傾向！

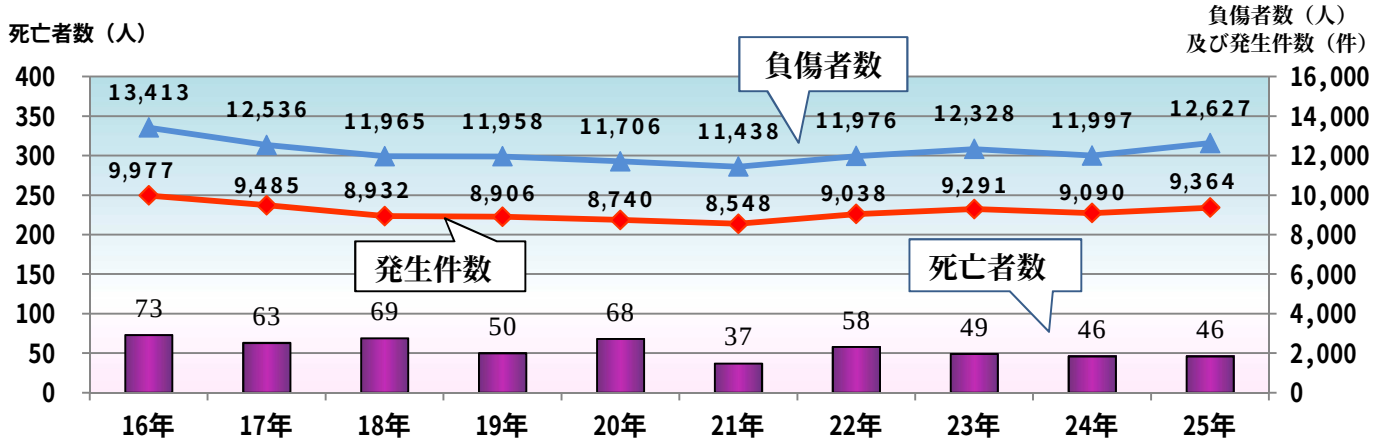

人口 10 万人当たりの交通事故による死亡者数（平成 25 年）

平成 26 年は 7 月末速報で、人口 10 万人当たりの死亡者数、負傷者数が全国ワースト１

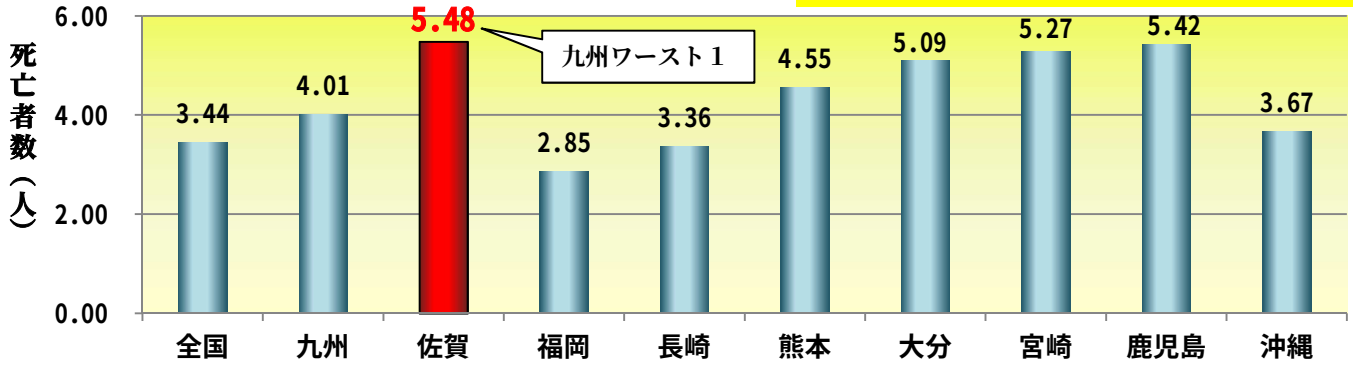

佐賀県の事故の型別・業種別の労働災害発生状況（平成 21 年～25 年）

★ 死傷者数は、商業がワースト１
★ 死亡者数は、建設業がワースト１

死傷者（外側）総数354人
死亡者（内側）総数10人

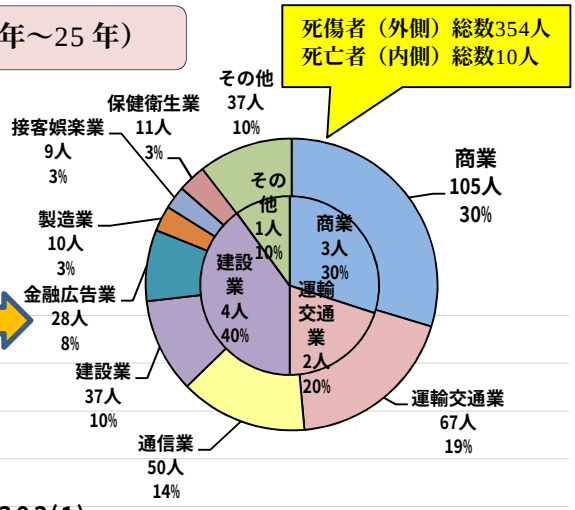

死傷者数(単位：人)
（ ）内は死亡者数

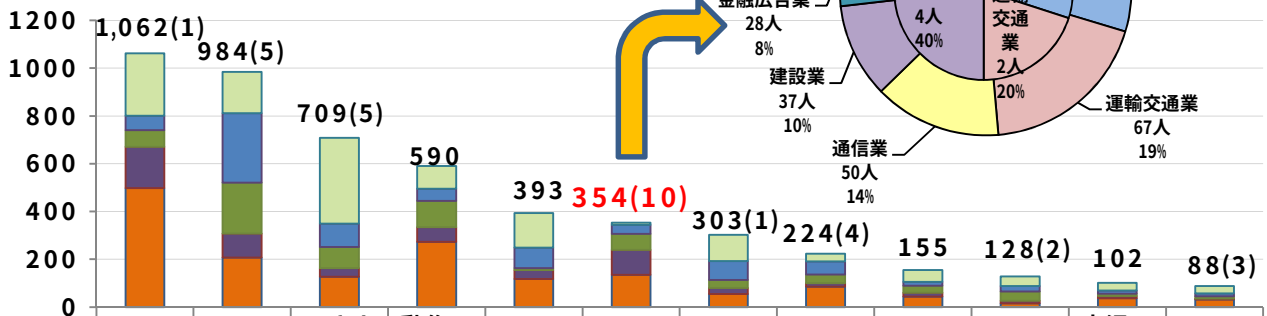

	転倒	墜落・転落	はさまれ・巻き込まれ	動作の反動・無理な動作	切れ・こすれ	交通事故	飛来・落下	激突され	激突	崩壊・倒壊	高温・低温の物との接触	その他
製造業	261	172	359	95	144	10	111	33	49	40	33	31
建設業	60	291	98	51	86	37	79	55	17	22	13	12
運輸交通業	70	213	89	110	8	67	33	36	29	39	10	9
商業	173	100	36	61	38	105	25	14	16	11	9	4
その他	498	208	127	273	117	135	55	86	44	16	37	32

『交通労働災害防止のためのガイドライン』のポイント

～ 睡眠時間を確保した走行計画で交通労災ゼロへ ～　　佐賀労働局

本ガイドラインは、平成 20 年 4 月に改正され、「改善基準告示」等とあいまって交通労働災害防止を図るための指針となるものです。

□ 交通労働災害防止のための管理体制等

安全に対する組織の関与が低い場合に発生しやすい。

○ 交通労働災害防止のための安全衛生管理体制の確立

安全管理者、運行管理者、安全運転管理者等の交通労働災害防止に関係する管理者を選任するとともに、その役割、責任及び権限を定めて、関係者に周知しましょう。

○ 安全衛生方針の表明と目標の設定、ＰＤＣＡサイクルによる安全衛生計画の実施

◆　事業場全体の安全意識を高めるため、交通労働災害防止の観点を含めた「安全衛生方針」を表明し、具体的な「安全衛生目標」を設定して、関係者に周知しましょう。

◆　安全衛生目標を達成するため、次に掲げる交通労働災害防止に関する事項を含めた「安全衛生計画」を作成（Plan)するとともに、その計画を適切に実施(Do)、評価(Check)、改善(Act)していきましょう。

① 適正な労働時間等の管理及び走行管理等に関する事項
② 教育の実施等に関する事項
③ 交通労働災害防止に対する意識の高揚等に関する事項
④ 健康管理に関する事項

○ 安全委員会等での調査審議

安全衛生委員会等で、交通労働災害の防止について話し合いましょう。

□ 適正な労働時間等の管理と走行管理等

勤務間の休息時間が 8 時間未満、拘束時間が 13 時間超、運転業務時間が 9 時間以上の場合に発生しやすい。

○ 睡眠時間の確保に配慮した適正な労働時間等の管理と走行管理の実施

疲労等による交通労働災害を防止するため、「改善基準告示」等を遵守し、適正な走行計画を作成するなどにより、運転者の十分な睡眠時間などを確保しましょう。

また、高速乗合バス及び貸切バスの運転手の過労運転を防止するため、国土交通省が定めた交替運転者の配置基準を遵守しましょう。

○ 適正な走行計画の作成と指示

走行計画に休憩時間の定めた場合には発生しにくくなる。

次に掲げる事項を記載した適正な走行計画を作成して、運転者に適切な指示を行いましょう。

① 走行の開始及び終了の地点及び日時　② 拘束時間・運転時間及び休憩時間
③ 走行に際して注意を要する箇所の位置　④ 荷役作業の内容及び所要時間
⑤ 走行の経路・主な経過地における出発及び到着の日時の目安

普段の睡眠時間が 5 時間未満、勤務前 24 時間の総睡眠時間が 5 時間以下である場合は、発生しやすい。

○ 睡眠時間の把握にも配慮した点呼等の実施、その結果に基づく措置

◆　安全な運転を実施させるため、運転業務従事者に乗務を開始させる前に、点呼等により、疾病、疲労、飲酒その他の理由により安全な運転をすることができないことのおそれの有無について報告を求め、その結果を記録しましょう。

また、乗務開始前２４時間における拘束時間の合計が１３時間を超える場合、睡眠時間の状況を確認しましょう。

◆　走行前の点呼等において、睡眠不足が著しい、体調が不調である等正常な運転が困難な状態と認められる者に対しては、運転業務に就かせないことを含め、必要な措置を講じましょう。

１週間連続して１日あたりの拘束時間が１３時間を超える等による睡眠不足の累積が認められる者に対しては、走行途中に十分な休憩時間を設定するなどの措置を講じましょう。

○ 荷役作業を行わせる場合の措置

荷役作業を毎回実施する場合、発生しやすい。

事前に荷役作業の有無を確認し、荷役作業を運転者に実施させる場合にあっては、運搬物の重量等を確認するとともに、運転者の疲労に配慮した十分な休憩時間の確保、荷役用具・設備の車両への備え付けなどに努めましょう。